

(介護予防) 訪問リハビリテーション 料金表

介護老人保健施設 ことぶき 訪問リハビリテーション

介護保険法に基づき利用したサービスの合計割合が自己負担の金額となります
自己負担金額 = (基本料金 + 加算料金) × (1 ~ 3割)

基本料金	料金
訪問/介護予防リハビリテーション費	292単位/回
事業所の医師がリハビリ計画作成に係る診療を行わない場合	減算20単位/回

※1週間に6回を限度とします。

加算料金	加算料金
①短期集中リハビリテーション実施加算 介護予防短期集中リハビリテーション実施加算	2,000円/1回
②リハビリテーションマネジメント加算 I リハビリテーションマネジメント加算 II リハビリテーションマネジメント加算 III	I : 2,300円/月
	II : 2,800円/月
	III : 3,200円/月
③リハビリテーションマネジメント加算 (介護予防)	2,300円/月
④事業所評価加算 (介護予防)	1,200円/月
⑤中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%
⑥サービス提供体制強化加算 (支給限度額管理の対象外)	60円/20分
⑦社会参加支援加算	170円/日

※ 加算要件

- ① 退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に1週について概ね2回20分以上実施
- ②③ 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現する為に計画書の充実や計画の策定と活用などのプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えたりハビリ会議の実施と情報共有により算定
- ④ 介護予防の方を対象にリハビリマネジメントを実施した際に算定
- ⑤ 旭川市・東神楽町・東川町・当麻町以外の地域に居住する利用者に実施した場合に加算
- ⑥ 直接サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が三年以上の者が従事している場合に算定
- ⑦ 利用者の社会参加が一定以上の割合実績がある事業所に対して算定